

# 大村市交際費支出基準

## 基準策定の趣旨

この基準は、市政の円滑及び合理的な執行を図るため、市長、副市長、またはその代理の者が、市を代表して個人や団体と交渉する場合に、社会通念上妥当と認められる最小限の経費（以下「交際費」という。）について、支出の明確性及び透明性を図る観点から、その基礎となる基準を定めるものである。

## 基準の考え方

交際費は、市政運営において社会通念上妥当と認められる範囲の額を支出するものとし、その支出区分等は主に以下の表によるものとする。ただし、あくまでもこの基準は基礎的なものであることから、例外的事例が発生した場合、行政として公平性及び公正性並びに政治的中立性を勘案し、その都度決定する。

## 1 祝い金

	表意者	金額	内容
叙勲等	叙勲受章者及び大臣表彰等の被表彰者	10,000円以内	祝賀会の案内があった場合のみ ※会費が明示されている場合は会費相当額
総会等	各種関係団体通常総会等	5,000円以内	包金（懇親会を伴う場合のみ） ※会費が明示されている場合は会費相当額
	〇〇周年記念式典、竣工式等	5,000円	包金または御酒の対応

## 2 弔慰金

	表意者		香典	生花	弔電
弔慰金等	市長及び特別職	本人	○	○	○
		家族	○	○	○
	長崎県知事及び副知事	本人	○	○	○
		家族	-	○	○
	県内市長及び東彼杵3町長	本人	○	○	○
		家族	-	○	○
	地元選出国會議員及び大村市選出県會議員	本人 家族	○	○	○
	市外選出県會議員	本人 家族	-	-	○
	市議會議員	本人	○	-	○
		家族	-	-	○
	九州内首長	本人	-	○	○

	表 意 者		香 典	生 花	弔 電
弔 慰 金 等	元市長及び元特別職	本人	○	-	○
	元県三役	本人	-	-	○
	元県内市長（元東彼杵3町長）及び元九州内首長	本人	-	-	○
	元議員（国会議員（県内・地元選出）、県議会議員、市議会議員）	本人	-	-	○
	県内市議会議長	本人	-	-	○
	姉妹都市関連団体の役員	本人	○	-	○
	行政委員会の委員、自治会長・消防団員	本人	○	-	○
		家族	-	-	○
	民生委員・児童委員	本人	○	-	○
	市職員	本人	○	○	○
		課長職以上にある職員の家族	○	-	○
		その他の職員の家族	-	-	○
	元市職員	本人	-	-	○
その他、特に必要と認められるもの	随時協議する。				

<備考>

- (1) 香典等の弔慰金の額は、出席者及び対象者1名につき、原則10,000円を上限として支出する。
- (2) 香典は、通夜又は告別式に市長等が出席できない場合は支出しない。
- (3) 「家族」とは、それぞれ該当する職の本人（以下「本人」という。）の配偶者、子、実親をいう。  
また、義親については、本人と同居又は本人が喪主の場合に限り、実親と同様に取り扱う。  
※市職員の場合は、大村市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例 第12条第3号と同様の取り扱いとする。
- (4) 「行政委員会の委員」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の委員をいう。

### 3 その他

	表 意 者	金 額	内 容
協賛金	申請者（団体）	10,000円以内	趣旨及び規模に応じて支出
激励金	個人	3,000円	全国大会、九州大会規模以上の各種大会への出場など ※中体連の九州・全国大会出場の場合は、クラブ毎の出場人数で算定する。
	団体	5,000円	
土産	県外の自治体及び民間企業等	5,000円以内	
奉慰 献霊 代祭	殉国者	3,000円	奉賛会等の団体から案内があったもののみ対応
敬老会		3,000円	老人福祉施設及び町内会から案内があったもののみ対応
（ス ポ ー ツ 大 会 （ 運 動 会 含 む ）		3,000円	〈スポーツ大会及び運動会〉案内があったもののみ、個別に協議し対応
反核 行事		5,000円	同時にメッセージの対応
盆踊り		3,000円	老人福祉施設及び町内会から案内があったもののみ対応
花見		3,000円	現在は、町内から案内があったもののみ対応

※神社主催の春季・秋季例祭およびくんち等に関しては政教分離の観点から対応しない（町内会から案内があったものは、例外とする。）。  
※その他、市として対応する事が適切と考えられる場合は、行政としての公平・公正および政治的中立を勘案し、協議する。